平成２１年（フ）第１１７７号
愛知県海部郡美和町大字金岩字江西上８番地
ドルフヒシダ４―Ｃ号
債務者　ＢＡＧＡＮＩＧＬＯＷＩＬＤＡ　ＤＥ　ＧＵＺこと天野グロウィルダーこと　ＣＡＮＥＴＥ　ＧＬＯＷＩＬＤＡ　ＢＡＣＡＮＩ（カニエテ　グローウイルダ）
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８５６号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目28番25号　陽和若江ハイツ206号
債務者　矢野　裕美
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０３３号
大阪市東住吉区今川８丁目６番32号
債務者　浜田　宣郎
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２号
岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢134番地６
債務者　熊谷　利光
１　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第８８３号
盛岡市本町通１丁目11番25号
破産者　株式会社石川工務所
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５３号
埼玉県所沢市大字南永井867番地１
破産者　有限会社所沢ヤマツ
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第２４９号
北海道川上郡標茶町字虹別市街３丁目９番地
破産者　株式会社大山産業
１　決定年月日　平成21年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３３号
千葉県佐倉市城297番地７
破産者　有限会社アールケイ商事
１　決定年月日　平成21年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３４号
千葉県佐倉市城297番地７、申立時の住所茨城県龍ケ崎市姫宮町253―１　クイーンズマンション403
破産者　土居　　清
１　決定年月日　平成21年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１６号
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林278番地
破産者　新津　正忠
１　決定年月日　平成21年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第４７８号
名古屋市名東区牧の原１丁目1509番地
破産者　有限会社友美商会
１　決定年月日　平成21年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１６７９号
神戸市東灘区深江浜町112番地
破産者　有限会社ニホン食品産業
１　決定年月日　平成21年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１２号
神戸市兵庫区羽坂通３丁目７番４―202号
破産者　株式会社リプロリサーチ
１　決定年月日　平成21年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９１６号
岡山市北区大井243番地の２
破産者　株式会社光和
１　決定年月日　平成21年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８９号
東京都羽村市神明台１丁目12番地１日野自動車神明台寮
破産者　石川　元章
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３９８号
東京都日野市大字石田419番地の３
破産者　大野　　剣
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９５号
大阪府泉南郡熊取町七山東897番地の１
破産者　有限会社フロンティア
１　決定年月日　平成21年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第２６号
北海道小樽市銭函２丁目25番12号
破産者　有限会社安齊建築板金
１　決定年月日　平成21年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成１９年（フ）第７８９号
北海道旭川市八条通１丁目1485番地の109
破産者　有限会社ミカド観光
１　決定年月日　平成21年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１８９号
北海道旭川市一条通12丁目右１号
破産者　株式会社伊藤建材店
１　決定年月日　平成21年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部